

## 基本仕様書

## 1 事業名

福岡市内産農産物ポテンシャル調査業務委託

## 2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部政策企画課 他

## 3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

## (1) 農産物の基礎調査

- ・ 福岡市内産の普通作物、園芸作物その他本市が指定する市内産農産物(最低数20)について、文献や既存資料、関係者ヒアリング等により調査し、取りまとめを行うこと。
- ・ 調査項目については、調査票(参考)を基に、紙やHPに記載した際、市内産農産物の認知度向上や消費拡大につながるための効果的な体裁とすること。
- ・ 調査方法やヒアリング先については、市との協議の上行うこと。

## (2) 農産物のブランドストーリーの発掘・構築・実証実験

- ・ 上記(1)のうち、5品目以上の農産物について、そのブランドストーリー(※)の発掘・構築を行うこと。

ブランドストーリーを発掘・構築する農産物については、3品目は「博多しゅんぎく」、「米(福岡市内の赤とんぼ米等特色のあるもの)」、「元岡トマト」とし、その他2品目以上は、事業者の提案を踏まえ、市との協議のうえ決定する。

※ 農産物のブランドストーリー:消費者・関連事業者が、「買いたい」「食べてみたい」と思うような、農産物のあまり知られていない特徴、生産の背景、こだわり、食べ方等のコンテンツをストーリー化すること

- ・ 発掘・構築したブランドストーリーを踏まえた実証実験を行うこと。実証実験については、飲食店、タレントまたはインフルエンサー、雑誌またはメディア、アーティスト等と連携し、その農産物がより広く周知され、消費拡大につながる内容とすること。
- ・ 実証実験の回数は、3回以上とし、そのうち少なくとも1回は、令和5年度実施予定の市の農林水産業関連イベントでも PR することを念頭に置き、令和5年10月までに実施すること。
- ・ 実証実験実施にあたり、時期、ターゲット、規模、場所、人員体制等について市と協議を行うこと。

(3) 本業務の成果の取りまとめ等

- ・ 上記(1)及び(2)を踏まえた成果や分析等の結果について取りまとめるとともに、次年度以降に検討すべき課題や今後の農産物の新たなブランド創出に向けた効果的な手法等について提案すること。
- ・ 取りまとめにあたっては、想定している方法等についてあらかじめ市と協議をすること。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

6 成果物

(1) 農産物の基礎調査結果

農産物ごとにエクセルデータまたはワードデータを作成すること。

(2) 発掘・構築したブランドストーリー及び実証実験実施結果

農産物ごとにエクセルまたはワードデータを作成すること。

(3) 本業務の成果の取りまとめ及び市への提案

エクセルまたはワードデータを作成すること。

※上記(1)～(3)は、数値等をできるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

(4) 上記(1)～(3)までを、紙で3部、CD-ROMで1枚提出すること。

7 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (5) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 市は、成果物の内容(デザイン、設計等を含む。)を自由に変更することができるものとする。

## 8 その他特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局総務農林部政策企画課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時市に報告すること。
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を順守すること。
- (5) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」(2009年10月発行)に従うこと。
- (6) 新型コロナウイルスの影響を鑑み、実施可能なものとする。 (イベントを提案する場合は、3密を避ける等、感染対策を具体的に明記すること。)

## 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

## 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

## 2 定義

## (1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

## (2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

## (3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

## (4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

## (5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

## 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適

用される場合があること。

・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

#### 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

#### 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

#### 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

#### 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

#### 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。